



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

上場会社名	神鋼鋼線工業株式会社
代表者	取締役社長 藤井 晃二
(コード番号	5660)
問合せ責任者	取締役総務本部長兼同総務部長 兼企画部長 吉田 裕彦
(TEL	06-6411-1051)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、平成 29 年 6 月 21 日開催予定の第 85 回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進し、100 株への移行期限が平成 30 年 10 月 1 日に決定されたことを踏まえ、当社は、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本総会において、株式併合に関する議案及び定款の一部変更に関する議案の承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式併合

(1) 併合の理由

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格水準を、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準とし、現在の投資単位の水準が維持できるよう、また、各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。なお、発行可能株式数について

は、本株式併合に応じて現行の 8,800 万株から 880 万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（事実上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10 株を 1 株の比率で併合いたします。
- ③ 併合後の発行可能株式総数 8,800,000 株（併合前： 88,000,000 株）
- ④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日現在)	58,698,864 株
併合により減少する株式の数	52,828,978 株
併合後の発行済株式総数	5,869,886 株

- ⑤ 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10 株未満	337 名（7.46%）	443 株（0.00%）
10 株以上	4,179 名（92.54%）	58,698,421 株（100.00%）
合計	4,516 名（100.00%）	58,698,864 株（100.00%）

上記株主構成にて行った場合、保有株式数が 10 株未満の株主様 337 名（その所有株式の合計は 443 株。平成 29 年 3 月 31 日現在）が株主たる地位を失うこととなります。

- ⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに従い、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 併合の条件

本総会において、本株式併合に関する議案及び定款一部変更に関する議案（単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更）が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記 2. に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の比率に応じて発行可能株式総数を減少、および単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 6 条（発行可能株式総数・単元株式数）を変更するものであります。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって、効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって附則を削除するものとしたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第 6 条 (発行可能株式総数・単元株式数) 本会社の発行可能株式総数は、<u>8,800 万株</u>とする。本会社の単元株式数は、<u>1,000 株</u>とする。</p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数・単元株式数) 本会社の発行可能株式総数は、<u>880 万株</u>とする。本会社の単元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u> <u>第 1 条</u> <u>第 6 条の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって、その効力を生じるものとする。</u> <u>第 2 条</u> <u>前条及び本条は、前条の効力発生後、平成 29 年 10 月 1 日をもって削除するものとする。</u></p>

4. 主要日程

平成 29 年 5 月 11 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 21 日 (予定)	第 85 回定時株主総会
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数の変更および株式の併合並びに定款一部 変更の効力発生日

※上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日になります。

添付資料： (ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ & A

Q 1. 単元株式数の変更と株式併合とはどのようなことですか。

単元株式数とは、証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、株主総会の議決権の単位ともなっている株式数です。現在の当社の単元株式数は1,000株ですが、今般、100株に変更することを予定しています。また、株式併合は、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式とするものです。今般、当社では10株を1株とすることを予定しています。

Q 2. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないようにすることを目的として、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 3. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

単元株式数変更及び株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成29年 5月11日	取締役会（株主総会招集決議）
平成29年 6月21日	定時株主総会決議日
平成29年 9月26日※	1,000株単位での売買最終日
平成29年 9月27日※	当社株式の売買単位が100株に変更
平成29年10月 1日※	単元株式数変更及び株式併合の効力発生日

※ 平成29年6月21日開催予定の定時株主総会において、株式の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q 4. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前

後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 5. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

【所有株式数について】

各株主数の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数（1に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。なお、株式併合の結果、1に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。（具体的なスケジュールはQ 3.のとおりです。）

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。具体的には、株式併合及び単元株式数変更の前後で、以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,500株	1個	150株	1個	なし
例3	999株	なし	99株	なし	0.9株
例4	8株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式、上記例3、4）が生じた場合は、端数株式の全てを当社が一括して売却処分または自己株式として買い取り、端数株式の処分代金または買取代金につきましては端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は平成29年12月頃にお送りすることを予定しております。

株式併合の効力発生日前のご所有株式数が10株に満たない場合（上記例4）においては、株主併合後に所有する株式がなくなりますので、当社の株主としての地位は失われることとなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 6. 株主は何かの手続きをしなければならないのですか。

特別のお手続きの必要はございません。

Q 7.1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求することも可能です。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

電話番号：0120-288-324（フリーダイヤル）

以上